

# 国民健康保険税の税率について

令和5年度の国民健康保険税率をお知らせします。

## 令和5年度 町税納期のお知らせ

	町道民税 介護保険料	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	口座振替日
6月	1期 6/16～6/30		全期 6/16～6/30	1期 6/16～6/30	6/26(月)
7月		1期 7/16～7/31		2期 7/16～7/31	7/25(火)
8月	2期 8/16～8/31			3期 8/16～8/31	8/25(金)
9月		2期 9/16～10/2		4期 9/16～10/2	9/25(月)
10月	3期 10/16～10/31			5期 10/16～10/31	10/25(水)
11月		3期 11/16～11/30		6期 11/16～11/30	11/27(月)
12月	4期 12/1～12/20			7期 (後期)12/1～12/20 (国保)12/16～12/28	12/25(月)
1月				8期(国保税のみ) 1/16～1/31	1/25(木)

## 納付方法

町税を納付していただくには、金融機関や役場の窓口へ納税通知書(納付書)を持参して納付していただく方法と、口座振替による方法があります。

口座振替は、忙しいために町税の納付がなかなかできない方にかわって、指定した金融機関の預貯金口座から町税を自動的に振替納税することができます。

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納期限までに納め忘れてしまうこともありませんので、たいへん便利で安全・確実な方法です。町税の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。

なお、今年度から固定資産税及び軽自動車税について、納付方法が拡充されます。納付書の表面に地方税統一QRコード(eL-QR)が印字してある場合、地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」や各種スマートフォン決済アプリを利用して納付ができるようになります。

## 口座振替を利用できる金融機関

- ・帯広信用金庫
- ・豊頃町農業協同組合
- ・大津漁業協同組合
- ・(株)ゆうちょ銀行

## 軽自動車税の減免申請について

軽自動車税の納税者で、一定の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。減免の対象となるのは1人1台です。

### 対象

- ①障がい者本人が所有する車両
- ②障がい者と生計を一にする者が所有する車両で、障がい者の通学、通院等に常時使用されているもの

申請期限 6月23日(金)

### 持ち物

- ①申請人(納税義務者)の印鑑、②障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③運転免許証、④納税通知書、⑤通学、通院などに使用していることが確認できるもの

## 納税相談

仕事や家庭などの諸事情により、納期限までに納められない場合は、住民課住民税係または資産税係までご相談ください。納期限を超過して、納税相談もなく滞納となつたままにされますと「差押え」等の滞納処分を受ける場合がありますので、お早めにご相談ください。

### <令和4年度滞納処分(差押え)状況>

区分	預金	給与
件数	2	3
金額	281,700円	270,351円

### <十勝市町村税滞納整理機構への引継ぎ>

令和4年度引継件数	3件
-----------	----

十勝市町村税滞納整理機構とは、滞納整理専門の組織を設立・運営することにより、納税に応じない滞納者、あるいは滞納額が高額にまで累積している者を対象に、市町村に代わって財産の差押え・公売等の滞納整理を専門に行う組織です。

## 医療給付費分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による*1	5.9%
均等割	被保険者1人につき	27,000円
平等割	1世帯につき	28,500円
特定世帯の平等割	基準要件による*2	最初の5年間 14,250円
	最初の5年間 その後の3年間	21,375円
賦課限度額	課税額の上限	65万円

## 介護給付費分

加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による*1	1.0%
均等割	被保険者1人につき	8,000円
平等割	1世帯につき	7,000円
賦課限度額	課税額の上限	17万円

## 後期高齢者支援金分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による*1	1.5%
均等割	被保険者1人につき	7,200円
平等割	1世帯につき	8,000円
特定世帯の平等割	基準要件による*2	最初の5年間 4,000円
	最初の5年間 その後の3年間	6,000円
賦課限度額	課税額の上限	22万円

- \*1 基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から430,000円を控除した金額です。
- \*2 特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいるため、国民健康保険被保険者(擬制世帯主を除く)が1人となった世帯をいいます。
- \*3 年齢は満年齢です。

令和5年度分から  
資産割を廃止しました

## 【やむを得ず失業した人の国保税などの軽減】

倒産や解雇などで、やむを得ず失業した人(非自発的失業者)が国民健康保険に加入した場合、保険税や医療費の負担を軽減する措置があります。

対象者は、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として求職者給付を受ける方です。(離職理由コード11・12・21・22・23・31・32・33・34)ハローワークで発行された「雇用保険受給者証」または「雇用保険受給資格通知」をお持ちになり、福祉課係へ届出してください。

軽減の内容は、離職日の翌日の属する月の年度から翌年度末日まで、対象者の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。また、高額療養費などの自己負担限度額区分を決める時の所得も同様に算定して判定します。

## 【国民健康保険税の軽減判定について】

軽減が受けられる世帯に該当する場合、軽減の段階に応じて均等割・平等割が減額されます。

### <令和5年度の軽減判定所得>

軽減区分	軽減判定所得の計算
7割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 53万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

- \*特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方です。
- \*給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
  - ・給与等の収入金額が55万円を超える方
  - ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

## 【未就学児の均等割軽減について】

世帯に未就学児(6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である方)がいる場合、その未就学児にかかる均等割額が5割軽減されます。

なお、7・5・2割軽減に該当する世帯については、軽減後さらに未就学児の軽減が適用されます。

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎ 574・2213

問合せ先

☎ 574・2213  
役場住民課住民税係・資産税係